

# 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 第2回ワーキンググループ(5月28日)説明資料

Japan Association for College Accreditation

# 大学・短期大学基準協会



一般財団法人 大学・短期大学基準協会  
Japan Association for College Accreditation

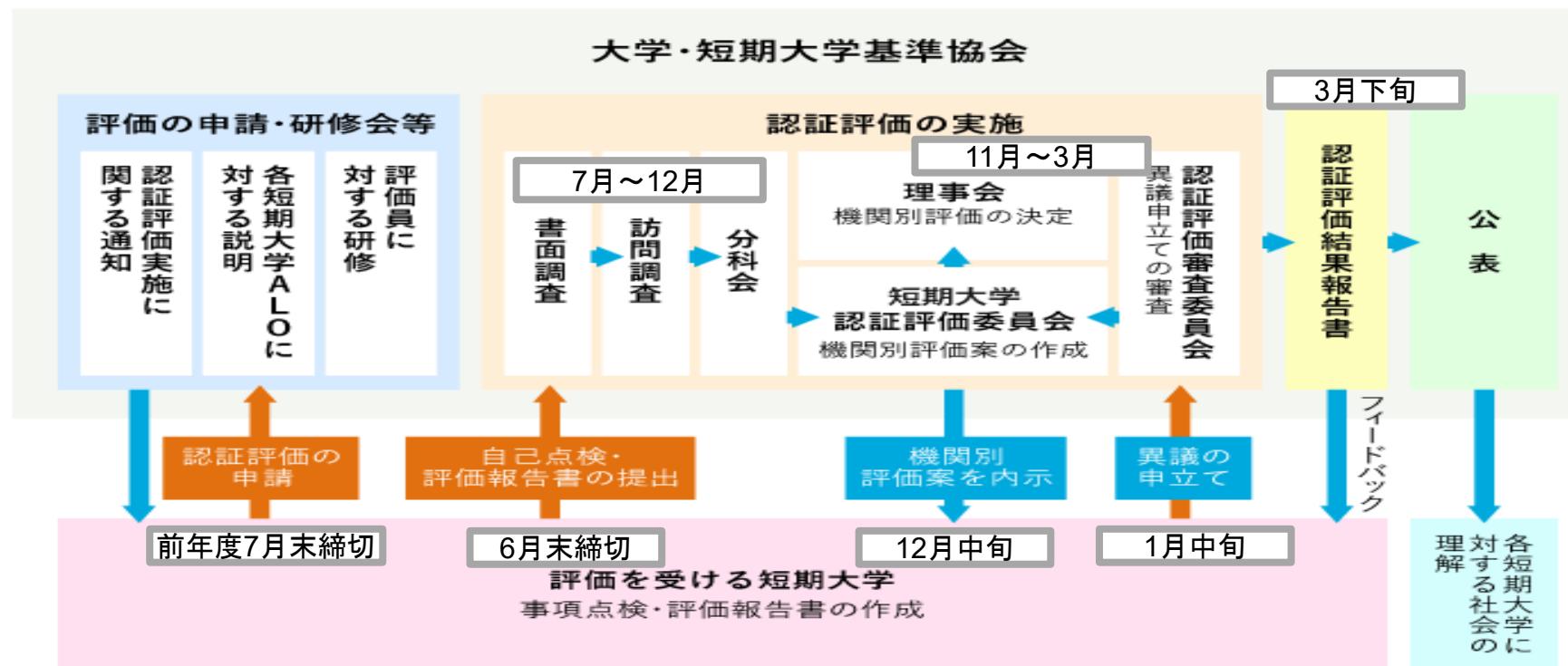
## はじめに

# 学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧洲高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見付けた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。

## 当協会が行う認証評価等の概要

### 認証評価の流れ



### 【 短期大学評価基準 】

- アメリカのACCJC WASCの基準をベースに、国際通用性を確保した基準
- 学生の学習成果(=学修目標)を焦点にした教育の質保証

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

- A 建学の精神
- B 教育の効果
- C 社会貢献
- D 内部質保証

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

- A 教育課程
- B 学習成果
- C 入学者選抜
- D 学生支援

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

- A 人的資源
- B 物的資源
- C 技術的資源等
- D 財的資源

#### 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

- A 理事会運営
- B 教学運営
- C ガバナンス
- D 情報公表

## 認証評価が大学教育の改善へ与えた効果等（1）

### 第3評価期間「三つの意見の記述数」

基準	テーマ	優れた試み								向上・充実								早急改善							
		(年度)		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	H30	R1	R2	R3	R4	R5
建学の精神と教育の効果	A 建学の精神	1	26	42	39	48	39	26	221	0	0	1	2	1	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	B 教育の効果	0	10	16	22	12	10	8	78	0	1	3	5	7	6	3	25	1	2	2	3	4	2	2	16
	C 内部質保証	2	26	43	41	46	41	25	224	0	1	9	10	9	9	4	42	0	0	0	1	0	0	0	1
教育課程と学生支援	A 教育課程	3	34	39	50	44	38	29	237	2	13	24	30	51	32	14	166	2	3	1	8	7	3	4	28
	B 学生支援	9	32	58	59	57	40	33	288	0	1	2	3	1	2	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0
教育資源と財的資源	A 人的資源	2	15	24	17	25	18	10	111	0	2	5	3	5	4	4	23	0	0	0	1	1	2	2	6
	B 物的資源	0	13	16	15	14	12	13	83	1	1	3	0	0	3	5	13	0	0	0	0	0	0	0	0
	C 技術的資源等	0	4	5	3	7	12	3	34	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	D 財的資源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	20	32	47	40	39	190	0	0	0	1	0	0	0	1
リーダーシップとガバナンス	A 理事長のリーダーシップ	0	0	5	4	8	4	3	24	0	1	0	1	4	0	1	7	0	0	1	4	3	4	1	13
	B 学長のリーダーシップ	1	1	5	3	7	9	5	31	0	0	1	2	7	4	3	17	0	0	1	6	18	6	15	46
	C ガバナンス	0	1	0	2	4	1	2	10	1	2	2	17	14	8	11	55	0	3	4	15	12	12	3	49
合計		18	162	253	255	272	224	157	1,341	4	34	70	105	147	110	86	556	3	8	9	39	45	29	27	160

## 認証評価が大学教育の改善へ与えた効果等（2）

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

#### [テーマ] 基準Ⅰ-B 教育の効果

- 学習成果が(学科・専攻課程ごとに)明確に表明されていない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

#### [テーマ] 基準Ⅱ-A 教育課程

- 授業期間内に定期試験が組まれるなど、短期大学設置基準に従って1単位当たりの授業時間が確保されていない。
- 平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、授業科目を履修した学生に対して試験の上、単位を与えるものとなっていない。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ] 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

- 理事会において事業計画及び事業報告書が審議されていない。

#### [テーマ] 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

- 教授会規程に定める審議事項のうち、教授会において意見聴取が行われていない事項がある。

#### [テーマ] 基準Ⅳ-C ガバナンス

- 監事が出席していない理事会、評議員会が開催されており、業務監査が適切に行われていない。
- 公表が義務付けられている教育情報の一部が公表されていない(又は不十分なものがある)。

## 現行の認証評価制度に対する課題認識

### 物理的負担

#### 課題：評価員の確保（特に、財務に精通した事務職員が不足）

認証評価 → ピア・レビューの精神（会員校から推薦された教職員で評価チームを構成）

評価チーム → 評価校1校に対して4人で構成（4基準を分担して評価）

基準I（建学の精神と教育の効果）、II（教育課程と学生支援）、IV（短期大学運営とガバナンス） → 教員

基準III（教育資源と財的資源） → 財務に精通した事務職員

※ 交代要員を含め、**毎年度200人程度**の評価員を確保する必要

### 精神的負担

#### 課題：認証評価の結果が他の国の制度と連動していないことによる徒労感

「適格」の評価結果 × 高等教育の修学支援制度の機関要件ではない

「不適格」の評価結果 × 大学設置・学校法人審議会による学部、学科の設置審査に申請可能

認証評価の受審義務 × 専門学校は、大学院入学資格、高度専門士の称号が付与されるにも関わらず、法令上の受審義務はない

## 新たな評価制度に期待すること

「教育の質」、「教育の質保証」について広く国民の理解を得ること

「質保証」について、認証評価上の考え方と世間一般の認識を一致させること。

認証評価における教育の内部質保証の評価

→ 教育の改善・向上を目的としたPDCAサイクルが当該大学のシステムとして機能しているか(教育力を測るものではない)。

「認証評価」が大学の撤退を促す仕組みに直結しないこと

「認証評価」 → 大学の教育研究水準の向上を支援するもの(学校教育法109条第6項ほか)

「知の総和」答申の記述 → 「新たな評価制度では、…教育の質が十分に担保されていない機関については、撤退を促していくことが望ましい」

学部・研究科等別の認証評価を主とする場合、現在の認証評価機関のリソースや評価の仕組み(収支を含む)で対応可能か十分に検証すること

学問分野で区分すると総数は7000を超えるとの説があるが、膨大な対象を評価するための評価員が確保できるか(撤退を促す仕組みとした場合、そもそも評価員を集められるか) ?